

測量・調査・設計技術者登録者証発行の取扱いについて

令和6年1月30日

三重県県土整備部建設業課

1. 目的

三重県が発注する測量・調査・設計委託業務の品質の確保と適正な執行を確保するため、設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者(共通仕様書の主任技術者を含む。)として「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」の認定を受けた技術者に測量・調査・設計技術者登録者証(以下「登録者証」という。)を発行します。

2. 対象者

登録者証は、三重県内に本店を有する測量・調査・設計業者から提出された「測量・調査・設計業者技術者名簿(様式第1号)」(以下「技術者名簿」という。)に登録されている技術者を対象に発行します。なお、三重県内に本店を有する測量・調査・設計業者が、合併等によって本店を県外に移転することとなった場合において、移転後も技術者等が三重県内の営業所等に在籍する場合(準県内業者)は、登録者証の発行対象としません。

3. 登録者証の発行申請

(1)登録者証の発行申請は、「測量・調査・設計技術者登録者証発行申請書(様式-1)」(以下「発行申請書」という。)により、技術者本人の所属する業者が提出した技術者名簿に基づき作成(登録者証の「有する資格」は、「略名」で記載してください。)し申請するものとします。

※資格の有効期限の更新に伴う発行の場合は、発行申請書と併せて、資格の有効期限が確認できる書類(登録証の写し等)を提出してください。

(2)発行申請書は、指定の電子ファイルにより作成し、A4 用紙(登録者証の部分に三重県印及び交付年月日を押印しますので、朱肉、スタンプインキの使用できるPPC用紙等を使用してください。)でカラー印刷したものの1部を提出するものとします。なお、発行申請書に貼付する上三分身の写真(正面向・無帽・無背景のもの。)は、指定の電子ファイルの所定の位置に貼付するものとします。

(3)提出については以下のとおりとします。

提出方法:業者単位でまとめて送付又は持参してください。

必ず〇〇人分在中と明記してください。

提出先 :〒514-8570 三重県津市広明町13番地

県土整備部 建設業課 技術者登録者証担当 宛

提出日時:随時(登録者証の発行には、2週間程度かかります。)

(4)有効期限

登録者証の有効期限は、設けません。

ただし、技術者名簿の変更をし、登録者証の記載内容に変更(資格の有効期限が満了する場合も含む)が生じた際には速やかに登録者証の発行申請を行ってください。なお、古い登録者証については、新しい登録者証と引き換えに返却してください。(写真変更による発行申請も可能です。)

また、退職者の登録者証については、技術者名簿変更時に返却してください。

(5)登録者証の再発行

紛失等によりやむを得ず再発行を必要とする場合は、本人および所属業者の代表者の申出書(任意様式)を添えて、再申請してください。

4. 登録者証を使用する場合

(1)技術者の本人確認

登録者証は、県発注の委託業務執行中は常に携帯し、三重県業務委託共通仕様書等で定める「打合せ等」における技術者の本人確認時に原本の提示を行ってください。

(2)測量・設計業務発注に係る配置予定技術者の事後確認

入札時に提出する「配置予定技術者届出書」に登録者証の写しを添付してください。

対象業務

- ・測量業務委託・・・予定価格400万円以上。
- ・設計コンサル業務委託・・・業務内容の難易度が、「標準的な業務」、
「高度な業務」、「難度の高い業務」
（「簡易な業務」は除く）

※登録者証が発行されていない場合は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」での認定時に交付された「測量・調査・設計業者技術者名簿(受付印及び審査済印のあるもの)」の写しを提出。

(3)その他【下記の場合にも使用することが可能】

ア. 三重県業務委託共通仕様書 等 で定める技術者の選任の確認

契約時に提出される「現場代理人等選任(変更)通知書」、「管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書」、「担当技術者届」の添付書類(写しの提出)

イ. 総合評価方式での技術提案書ヒアリング時の配置予定技術者確認
(原本の提示)

なお、この取り扱いは令和6年3月1日から適用します。